

令和6年第8回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和6年8月20日（火） 午前10時00分～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|--------------------|--------|
| 議案第22号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P.1 |
| 議案第23号 | 在外選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P.3 |
| 議案第24号 | 選挙人名簿の登録を行う日について | ・・・P.5 |

2 そ の 他

- | | |
|----------------|--------|
| 福岡県知事選挙の執行について | ・・・P.6 |
| 今後の委員会開催予定について | ・・・P.6 |

議案第22号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年8月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1,683 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 196 人 |
| | 市外転出者 | 1,487 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和6年8月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和6年7月1日から令和6年7月31日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和6年3月1日から令和6年3月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	102	94	196
転出	758	729	1,487
合計	860	823	1,683

議案第23号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年8月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-------------------------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 2人 |
| | 内訳 | |
| | 日本の国籍を失った者 | 1人 |
| | 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 | 1人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙1のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和6年8月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R6. 7. 19現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R6. 8. 20)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	42	0	1	1	▲ 2	40
女	69	0	0	0	0	69
計	111	0	1	1	▲ 2	109

議案第24号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和6年9月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和6年8月20日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 伊佐 宇為彦

登録を行う日

令和6年9月2日

(議案の根拠)

・公職選挙法第22条第1項の規定による。

(登録)

公職選挙法第22条第1項 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日(以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。))に当たる場合(当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。))には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。))に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

(参考)

選挙人名簿の定時登録に際して登録月の1日が地方公共団体の休日である場合に、登録日を直後の休日以外の日に定める場合に提出する。ただし、登録月の1日が選挙期日の公示又は告示日から選挙期日の前日までの間にあるときは、1日が休日の場合であっても、1日に登録を行わなければならない(その際の年齢基準日は選挙期日現在となる。))。

そ の 他

○福岡県知事選挙の執行について

別紙2のとおり

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第9回	定例	9月2日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室
第10回	定例	9月20日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第11回	定例	10月18日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第12回	定例	11月20日（水）	午前10時	早良区役所 中会議室
第13回	定例	12月2日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室